第五十九条の二の二　法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ～チ　略］

リ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども、当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報

ヌ～カ　［略］

二　子ども・子育て支援法第二十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務　前号イからカまでに掲げる情報

三　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更に関する事務　第一号イからカまでに掲げる情報

四　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務　第一号イからカまでに掲げる情報

五　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第一号イからカまでに掲げる情報

［六　略］

七　子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ～チ　略］

リ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども、当該施設等利用給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報

ヌ　［略］

ル　［略］

八　子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務　前号イからルまでに掲げる情報

九　子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務　第七号イからルまでに掲げる情報

十　子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務　第七号イからルまでに掲げる情報

十一　子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第七号イからルまでに掲げる情報

十二　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第七号イからルまでに掲げる情報

［十三・十四　略］

第五十九条の二の二　法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ～チ　同上］

［新設］

リ～ワ　［同上］

二　子ども・子育て支援法第二十二条の届出に係る事実についての審査に関する事務　前号イからワまでに掲げる情報

三　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更に関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

四　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

五　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第一号イからワまでに掲げる情報

［六　同上］

七　子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ～チ　同上］

［新設］

リ　［同上］

ヌ　［同上］

八　子ども・子育て支援法第三十条の五第七項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務　前号イからヌまでに掲げる情報

九　子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務　第七号イからヌまでに掲げる情報

十　子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更に関する事務　第七号イからヌまでに掲げる情報

十一　子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第七号イからヌまでに掲げる情報

十二　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第七号イからヌまでに掲げる情報

［十三・十四　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。